

CS＋サービス契約約款  
笠岡放送株式会社

## 笠岡放送株式会社CS+サービス契約約款

### 目次

第1条（サービス）	4
第2条（用語の定義）	4
第3条（契約の単位）	5
第4条（契約の対象並びに成立）	5
第5条（契約の申し込みの撤回等）	6
第6条（初期費用）	6
第7条（STB）	6
第8条（B-CASカードの取り扱いについて）	7
第9条（C-CASカードの取り扱いについて）	7
第10条（利用料）	7
第11条（STBの設置および費用の負担等）	8
第12条（設置場所等の無償使用）	8
第13条（保守責任）	8
第14条（責任の制限）	9
第15条（免責）	9
第16条（設置場所の変更等）	9
第17条（名義変更）	9
第18条（放送内容の変更）	10
第19条（無断使用等の禁止）	10
第20条（著作権および著作権隣接権侵害の禁止）	10
第21条（加入者の無断工事）	10
第22条（本契約の解除）	10
第23条（加入者の義務違反による解除）	10
第24条（料金等の支払い方法）	11
第25条（割増金）	11

第26条 (損害金) .....	11
第27条 (加入者に関わる個人情報の取り扱い) .....	11
第28条 (定め無き事項) .....	12
第29条 (準拠法) .....	12
第30条 (約款の改定) .....	12
第31条 (専属的合意管轄裁判所) .....	12
第32条 (分離可能性) .....	12
第33条 (消費税) .....	13
第34条 (料金の調整) .....	13
第35条 (契約内容の変更) .....	13
第36条 (最低利用期間) .....	13
別表 .....	15

笠岡放送株式会社（以下「当社」といいます。）は、CS＋サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりCS＋サービス（デジタル多チャンネル放送サービスのことをいい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。

#### 第1条（サービス）

当社は、笠岡放送施設整備区域において、笠岡放送ケーブルテレビ利用者に次のサービスを提供いたします。

- (1) 本サービス月額基本利用料の範囲内で行う放送サービス。（個人視聴専用）CS＋があります。
- (2) 本サービス月額基本利用料以外のそれぞれ別表に定める有料による放送サービス（以下「追加チャンネル」といいます。）。但し、株式会社WOWOWの追加チャンネル（以下「WOWOW」といいます。）の追加チャンネルは含みません。
- (3) 月額基本利用料以外のWOWOWを再送信するサービス。

#### 第2条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、放送法において使用する用語の例によるほか、それぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受ける契約
加入者	本契約を締結した者
加入申込	本契約の申し込み
加入申込者	加入申込をする者
STB	デジタル多チャンネル放送を視聴するために必要な受信機 ※セットトップボックスの略 ※ICカードは含まれません
STB等	デジタル多チャンネル放送を受信するために必要な機器であるSTBおよびリモートコントローラ等のすべての付属品を含む
ICカード	STBに常時装着されることにより、STBを制御し、加入者の視聴履歴を記録する為のICを組み込んだカード
B-CASカード	BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	CSデジタル放送用ICカード
BSCSコース	BSデジタルとCSデジタルと地上デジタル

	のチャンネル受信可能なコース
CS コース	CS デジタルと地上デジタルのチャンネル受信可能なコース
BS コース	BS デジタルと地上デジタルのチャンネル受信可能なコース
地デジコース	地上デジタルのチャンネル受信可能なコース

### 第3条（契約の単位）

当社は、1台の STB ごとに1契約を締結します。この場合の加入者は、1契約につき1人に限ります。

### 第4条（契約の対象並びに成立）

本契約は加入申込者が本約款に同意のうえ、加入申込を、当社が定める所定の方法により行い、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次に該当する場合には、当該加入申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービス及び当社の提供するその他のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難なとき。
- (2) 加入申込者自身が自己に課せられた債務の履行を怠った事があるなど、本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合。
- (3) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備がある場合。
- (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められた場合。
- (5) 加入申込者が未成年者で、法定代理人の同意が得られない場合。
- (6) 料金等のお支払方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。
- (7) 加入申込者が本約款に違反するおそれがある場合。
- (8) 当社の業務に著しい支障がある場合。
- (9) その他当社が不適切と認めた場合。

3 追加チャンネルを利用する場合には、加入者は追加チャンネルごとに当社が定める所定の方法により申し込み、当社がこれを承諾したときに当該申込が成立するものとします。

4 一部の追加チャンネルについては、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できないことがあります。

5 当社は、加入申込者の本人性及び年齢の確認のために身分証の提示を求めることがあります。

#### 第5条（契約の申し込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込の日から STB 等の設置工事が完了するまでの間、書面によりその申し込みの撤回又は当該本契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による本契約の解除は、同項の書面が当社に到達した日にその効力を生じません。

#### 第6条（初期費用）

加入申込者は、別表に定める初期費用を必要とします。

2 本契約解除後に再度本契約を行う場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。

3 サービス開始以前にキャンペーン期間を設け、初期費用の特別割引を行うことがあります。

4 経済環境の変動により初期費用を改定することがあります。ただし、既加入者には適用いたしません。

#### 第7条（STB）

加入者は、本サービスを利用するために必要な機器である STB 等を当社より別表に定める初期費用並びに月額基本利用料を支払い、貸与を受ける事ができます。

また、E プランに関しては、当社が定めた価格にて STB 本体を買い取ることも出来るものとしてします。

なお、付属の B-CAS カードおよび C-CAS カードの取り扱いについては、第8条（B-CAS カードの取り扱いについて）、第9条（C-CAS カードの取り扱いについて）の規定によるものとしてします。

2 第1項により加入者が当社より貸与を受ける STB 等については、故障が生じた場合、当社は無償にてその交換、その他必要な処置を講ずるものとしてします。ただし、加入者が故意または過失により STB 等を破損または紛失した場合には、加入者は実費相当分を当社に支払うものとしてします。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB 等の交換を請求できません。

3 加入者は解約時に STB 等を返却するものとし、加入者の故意、過失による STB 等の故障、破損、紛失等の場合は、その実費相当分を当社に支払うものとしてします。

4 STB 等の宅内移設工事は当社へ申し込み、実費相当分を支払うものとしてします。

5 加入者は、当社が必要に応じて行う STB 等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとしてします。

6 本サービスは E プランを除き、当社より STB が貸与にて設置された場合のみご利用いただけます。

7 E プランによって買い取られた STB の補償の範囲はメーカー保証の範囲としてします。当社による保証はおこなわないものとしてします。

8 個人視聴の用途を超える場所への設置はできません。

9 当社は、STB の在庫状況および仕入れ状況に伴い、本サービスの各プランの新規申込受付を終了することができるものとします。

#### 第8条 (B-CAS カードの取り扱いについて)

B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許可契約約款」の定めに準じます。

2 B-CAS カードは当社から貸与されるものとし、本サービスの解約又は本契約の解除後は、すみやかに B-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に B-CAS カードの交換及び返却を請求することができるものとします。

3 B-CAS カードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更並びに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

4 加入者が故意または過失により B-CAS カードを破損または紛失した場合には、加入者は別表に定める B-CAS カード再発行費用を当社に支払うものとします。

#### 第9条 (C-CAS カードの取り扱いについて)

C-CAS カードは、C-CAS カードを必要とする STB を利用する加入者に、STB 1 台につき 1 枚を当社より貸与されるものとし、本サービスの解約又は本契約の解除後は、すみやかに C-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換及び返却を請求することができるものとします。

2 C-CAS カードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更並びに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

3 加入者が故意または過失により C-CAS カードを破損または紛失した場合には、加入者は別表に定める C-CAS カード再発行費用を当社に支払うものとします。

#### 第10条 (利用料)

加入者は、別表に定める月額基本利用料を当社に支払うものとします。ただし追加チャンネルも希望される場合は、月額基本利用料に加算して、追加チャンネルの月額利用料金を支払うものとします。

2 加入者は月額基本利用料を原則サービスの提供を受け始めた日の属する翌月から支払うものとします。

3 加入者は追加チャンネルの月額利用料金をサービス提供を受け始めた日の属する月から支払うものとします。

4 経済環境の変動に伴い、前項の各追加チャンネルの月額利用料金を改定することがあり

ます。

5 当社が設定した月額基本利用料の中には、NHK 放送受信料（衛星契約、地上契約等）および、追加チャンネルの加入料及び聴視料等は含みません。

#### 第 1 1 条（STB の設置および費用の負担等）

本サービスを受けるために必要な STB 等は当社が設置します。STB 等は、本契約解除の際に当社に返却するものとします。

2 加入者は、保安器の出力端子以降のすべての施設（以下「加入者施設」といいます。）を所有し、加入者施設に要する費用を負担するものとします。また、加入者は、既存の加入者施設に起因する受信異常の修復等に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、修復の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。

3 加入申込者の都合により本契約に至らない場合は、前項の規定により、加入者は、既に施工した工事等に要する費用を負担するものとします。

4 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社の放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」といいます。）および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

5 当社は、当社施設を所有し、管理します。

#### 第 1 2 条（設置場所等の無償使用）

当社は、本サービスを提供する為に必要な施設を設置するために必要最小限、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

2 加入者は、本契約について、地主、家主その他利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

#### 第 1 3 条（保守責任）

当社は、当社施設及び STB 等の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は当社の維持管理の業務遂行時に、サービス提供が一時停止することがあることを了承するものとします。

なお、当社は E プランによって買い取られた STB の、維持管理責任は負わないものとします。

2 当社は加入者から当社施設及び STB 等に異常がある旨申し出があった場合、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、加入者施設および受信機等に起因する場合加入者の責任とし、修復に要する費用は加入者負担とします。また、E プランによって買い取られた STB の補償の範囲はメーカー保証の範囲とします。

3 当社の維持管理責任範囲は、当社施設の性格上、当社施設および STB 等とし、当社施設および STB 等に故障事故等が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。ただ



し、加入者施設および受信機等に起因する場合や E プランによって買い取られた STB は除きます。

4 加入者は、当社もしくは当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとします。

5 加入者の故意または過失により、当社施設又は STB 等に故障が生じた場合には、当社施設又は STB 等の修復に要する費用を負担するものとします。

#### 第 14 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責任に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限る）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に相当する本サービス利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前二項の規定は適用しません。

#### 第 15 条（免責）

当社は、加入者が本サービス利用に関して損害を被った場合、第 14 条（責任の制限）規定によるほかは何ら責任を負いません。

2 当社は、本サービスに係る設備、STB 等の設置、撤去、修理、または修復の工事にあって、加入者が所有または占有する土地、建物、その他工作物に損害を与えた場合に、それが、当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

#### 第 16 条（設置場所の変更等）

加入者は、変更先が同一敷地内の場合に限り、STB 等の設置場所を変更できるものとします。その変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。

#### 第 17 条（名義変更）

以下の各号により、加入者の変更を生じる時には、直ちに当社にその旨を所定の書式による文章により申出て、当社の承認を得たのちに新加入者は、旧加入者の名義を変更することができるものとします。

(1) 相続または法人の合併の場合

(2) 新加入者が、本契約に定める旧加入者の STB 等の設置場所において、当社のサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合。

#### 第 18 条（放送内容の変更）

当社は、止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。

#### 第 19 条（無断使用等の禁止）

加入者が記録メディア、配線等により当社のサービスを第三者に提供することは、無償、有償にかかわらず禁止します。

#### 第 20 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内に、その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合を除き、録画装置、インターネット、その他の方法により、本サービスの複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他本サービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

#### 第 21 条（加入者の無断工事）

当社施設の改修、変更、分岐等一切の工事は、届出により当社が行い、加入者が事前に当社の承諾を得ることなく工事（以下「無断工事」といいます。）することを禁止します。もし無断工事をされた場合は、賠償金を請求することがあります。

#### 第 22 条（本契約の解除）

加入者は、本契約を解約しようとする場合、解約を希望する月の 25 日までに所定の書式により当社にその旨を申し出るものとします。

2 解約の場合、解約費用が必要となります。

3 解約の場合、初期費用の払い戻しはいたしません。

4 解約の場合、加入者は第 10 条（利用料）の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとし、日割り計算での払い戻しはいたしません。

5 第 1 項による解約の場合、当社は STB 等を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も合わせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

#### 第 23 条（加入者の義務違反による解除）

当社は、加入者が月額基本利用料等の支払い遅延、その他本約款に違反する行為があった

場合は、加入者に催告した上で、本契約を解除することができるものとします。この場合は、第22条（本契約の解除）の規定に準じて取り扱います。なお加入者は、当社が本契約の解除を催告した日の属する月までの月額基本利用料等を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」といいます。）を支払う義務を負います。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行に著しい支障がある場合には、催告をしないで直ちにその本契約を解除することがあります。

#### 第24条（料金等の支払い方法）

加入者は、当社に初期費用、月額基本利用料、追加チャンネルの月額利用料金およびその他の条項に定めた費用等について別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

#### 第25条（割増金）

加入者は、初期費用、月額基本利用料、追加チャンネルの月額利用料金およびその他の条項に定めた費用等の支払いを不正に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

#### 第26条（損害金）

加入者は、初期費用、月額基本利用料、追加チャンネルの月額利用料金およびその他の条項に定めた費用等（損害金を除きます）について支払日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を損害金として当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

#### 第27条（加入者に関わる個人情報の取り扱い）

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入者および、加入者が当社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2 前項により、収集し知り得た加入者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所、もしくは住居、請求書の送付先等、および当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) サービスの提供を開始、継続、または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合。
- (2) 当社が提供する他のサービス（インターネット接続サービスおよびそれぞれの付加機能サービス、追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合。

- (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合。
- (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるために利用する場合。
- (5) 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

3 当社は、次の各号を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

- (1) 本人の同意がある場合。
- (2) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等（刑事訴訟法第 218 条）がなされる場合
- (3) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項等）がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。
- (4) 人の生命、身体及び財産等に対して差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

#### 第 28 条（定め無き事項）

本約款に定め無き事項が生じた場合は、当社と加入者は、本契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

#### 第 29 条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

#### 第 30 条（約款の改定）

当社は、本約款を、総務大臣に届け出た上、改定することがあります。この場合、本約款が変更された後の本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2 当社は、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）に掲載する方法で告知するものとします。

#### 第 31 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と加入者の間で訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を当社と加入者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 32 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

### 第33条（消費税）

加入者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているとき並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について地方消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払うものとします。

### 第34条（料金の調整）

本契約がその最低利用期間が経過する前に解除された場合の本サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額基本利用料の額とします。

#### 2 解除調定金

(1) 加入者は、本サービスの利用が終了した場合、次号に定める方法により算出した解除調定金を支払うものとします。

(2) 解除調定金の額は、次の計算式により算出した額とします。

$$(6 \text{ ヶ月} - \text{利用月数 (STB 等の設置工事が完了した日の属する月を 0 と起算します)}) \times \text{月額基本利用料}$$

### 第35条（契約内容の変更）

加入者は、本サービスのプランを変更することはできないものとします。

2 加入者は、当社が定める所定の方法を行うことにより、別表に定めるコース変更が可能なプランに限り、本サービスのコースを変更することができるものとします。また、コース変更をする場合は、加入者は当社へ別表へ定めるコース変更費用を当社へ支払うものとします。

3 BSCS コースと BS コースをご選択される場合には、NHK 放送受信料（衛星契約）が必要となります。

### 第36条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、本サービス月額基本利用料の課金開始日より6ヶ月間とします。

#### 附則

(1) 当社は特に必要あるときは、本約款に特約を付することができるものとします。

(2) 本約款は2013年4月1日より施行します。

(3) 本約款の改定は2015年4月1日より施行します。

(4) 本約款の改定は2015年8月1日より施行します。

- (5) 本約款の改定は 2016 年 5 月 1 日より施行します。
- (6) 本約款の改定は 2016 年 10 月 1 日より施行します。
- (7) 本約款の改定は 2017 年 4 月 1 日より施行します。
- (8) 本約款の改定は 2018 年 2 月 1 日より施行します。
- (9) 本約款の改定は 2020 年 3 月 31 日より施行します。

## 別表

サービスプラン名	A プラン	B プラン	C プラン	D プラン
	STB レンタル料金を含む			
初期費用	—			
コース変更	不可			
BSCS コース基本 利用料 (月額)	¥2,800-	¥3,600-	¥4,500-	¥3,800-
CS コース基本 利用料 (月額)	—			
BS コース基本 利用料 (月額)	—			
地デジコース基本 利用料 (月額)	—			

サービスプラン名	E プラン		F プラン	G プラン
	STB 買い取り	STB レンタル料金を含む		
初期費用	¥0-			
コース変更	可			
BSCS コース基本 利用料 (月額)	¥2,500-	¥4,480-	¥2,980-	¥1,980-
CS コース基本 利用料 (月額)	¥2,500-	¥4,480-	¥2,980-	¥1,980-
BS コース基本 利用料 (月額)	¥0-	¥3,400-	¥1,900-	¥900-
地デジコース基本 利用料 (月額)	¥0-	¥3,400-	¥1,900-	¥900-

追加チャンネル	
チャンネル名	月額利用料金
WOWOW プライム	¥2,300-
WOWOW ライブ	
WOWOW シネマ	
V☆パラダイス	¥700-
M net	¥2,300-
フジテレビ NEXT	¥1,000-
JSPORTS 4	¥1,300-
スターチャンネル 1 プレミアム	¥2,300-
スターチャンネル 2 セレクト	
スターチャンネル 3 吹替専門	
東映チャンネル	¥1,500-
衛星劇場	¥1,800-
KNTV(HD)	¥3,000
SPEED チャンネル(HD)	¥900
TAKARAZUKA SKY STAGE(HD)	¥2,700

損害金（レンタル機器の紛失、破壊など）	実費
最低利用期間	6 カ月
B-CAS カード再発行費用（C S + 専用）	¥2,000-
C-CAS カード再発行費用（C S + 専用）	¥5,000-
コース変更費用	¥3,000-
解約費用	¥3,000-

（単位/円 税別表記）



附則

- (1) B プラン、C プランは 2016 年 2 月末日をもって新規申込受付を終了します。
- (2) 2018 年 1 月 31 日以前に契約された加入者は、BSCS コースへ自動的に移行となります。
- (3) A プラン、D プランは 2018 年 1 月 31 日をもって新規申込受付を終了します。
- (4) E プラン (STB 買い取りは除く) を 2018 年 1 月 31 日以前に契約された加入者も、2018 年 2 月 1 日以降は、改定後の料金となります。